

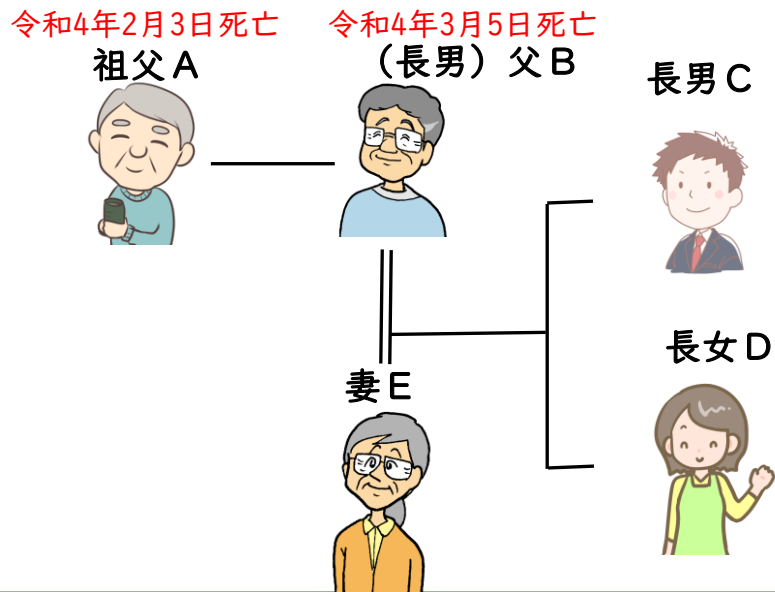
再転相続とは？ 代襲相続・数次相続との違い

1. 再転相続とは

当初の相続における相続人が熟慮期間中に相続放棄や単純承認をする前に死亡し、次の相続人が相続したケースを再転相続と言います。

熟慮期間中とは、「被相続人が亡くなったことを知った日から3カ月以内」で、その期間中であれば相続放棄ができることをいいます。

《事例》



祖父 A が死亡し、約1カ月後に長男（父）B は、熟慮期間内に相続する・しないを決定しないまま死亡しました。
この場合、祖父の相続と長男（父）の2つの相続が発生します。

- ① 一次相続
 - ・ 祖父 A（一次被相続人）
⇒ 長男 B（一次相続人）の相続
- ② 二次相続
 - ・ 父 B（二次被相続人）
⇒ 妻 E と子 C・D の相続（二次相続人）

(1) 数次相続との違い

法定相続人が熟慮期間経過後又は相続を承認する選択をした後に死亡し、次の相続人が相続したケースを数次相続と言います。

数次相続の場合は、当初の相続人（第1）が既に相続について承認してから死亡しているため、次の法定相続人（第2）は、第1の相続について放棄をすることはできなくなります。

(2) 代襲相続との違い

代襲相続とは、ある方（被相続人）が亡くなる前に、その法定相続人が既に亡くなっている場合をいいます。

被相続人が亡くなった時点で、被相続人よりも先にその相続人の子が亡くなっている場合に、その被相続人の子の子（被相続人からみると孫）が、被相続人の相続に関して相続人となる場合です。この場合の、被相続人の孫を、代襲相続人といいます。

《再転相続と代襲相続との比較》

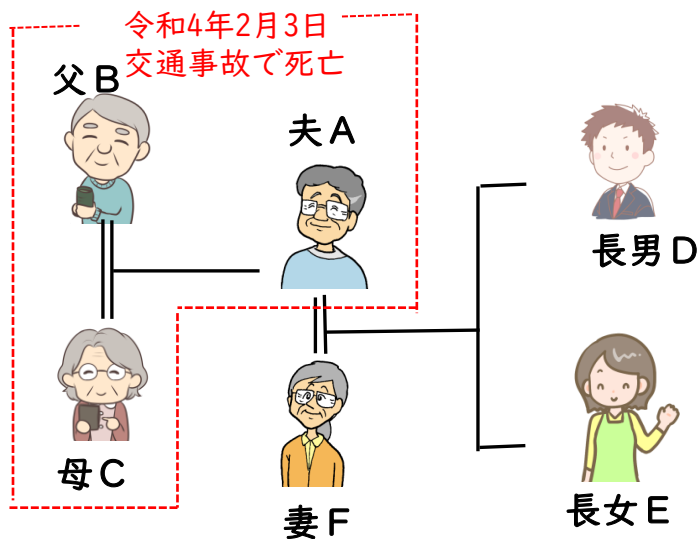
項 目	再転相続	代襲相続
死亡の順番	祖父（被相続人） ↓ 父（相続人） ↓ 子（孫）が相続	父 ↓ 祖父（被相続人） ↓ 子（孫）が相続
相続の発生原因	熟慮期間内の相続人の死亡	相続人の死亡 相続欠格・相続人廃除
相続人候補 ※優先順番の上位者が一人もいない場合のみ下位へ候補が移ることになります。	第一順位：配偶者と子 第二順位：直系尊属（父母、祖父母） 第三順位：兄弟姉妹	第一順位：直系卑属（子や孫） 第二順位：直系尊属（父母、祖父母） 第三順位：兄弟姉妹
相続の個数	2個 祖父→父の相続 + 父→子の相続	1個 祖父→子の相続のみ *父→子の相続は既に終了済

両者の大きな違いは、再転相続の場合は2つの相続について手続きをする必要がありますが、代襲相続の場合は直近の相続1つのみ手続きが必要になるということです。また配偶者の立ち位置も違っていて、代襲相続の場合は代襲相続人になることはできませんが、再転相続の場合は再転相続人に含まれます。

(3) 同時死亡の相続

家族が同時期に死亡した場合、再転相続が起こる事例となります。

〈事例1〉 夫Aと夫の両親B・Cが同時に交通事故で即死の場合
この場合、民法上、同時死亡の扱いとなり、A・B・Cの間では相続は発生しないこととなるので、B・Cの財産をAの法定相続人が相続することはありませんが、夫Aの子が両親B・Cを代襲相続して両親B・Cを相続することになります。
また、夫Aの相続として、法定相続人の妻や子供が相続人となります。

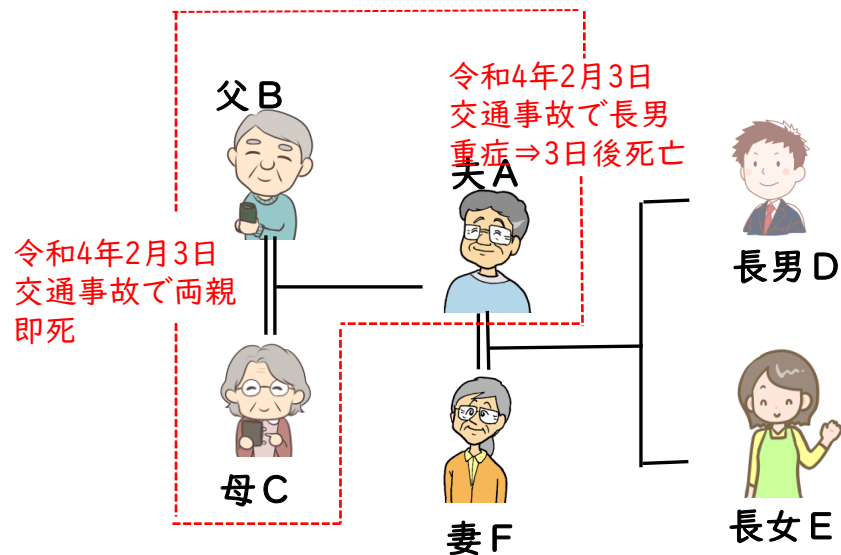


- ① 両親B・Cの代襲相続
両親B・C (被代襲者)
⇒ 孫D・E (代襲者)
- ② 夫Aの相続
夫A (被相続人)
⇒ 妻F・長男D・長女E (相続人)

〈事例2〉 夫A・父B・母Cが交通事故に逢った際、B・Cは即死だったが、Aは重傷で病院に運ばれて治療を受けていたが、3日後に亡くなった。

この場合、AはB・Cの相続人となりますが、B・Cの相続について、承認するか放棄するかを選択をしないまま亡くなったことになるので、再転相続が起きたこととなります。

そのため、Aの法定相続人は、Aの相続と同時に、B・Cの相続についても承認するか放棄するか判断をすることが出てくることとなります。



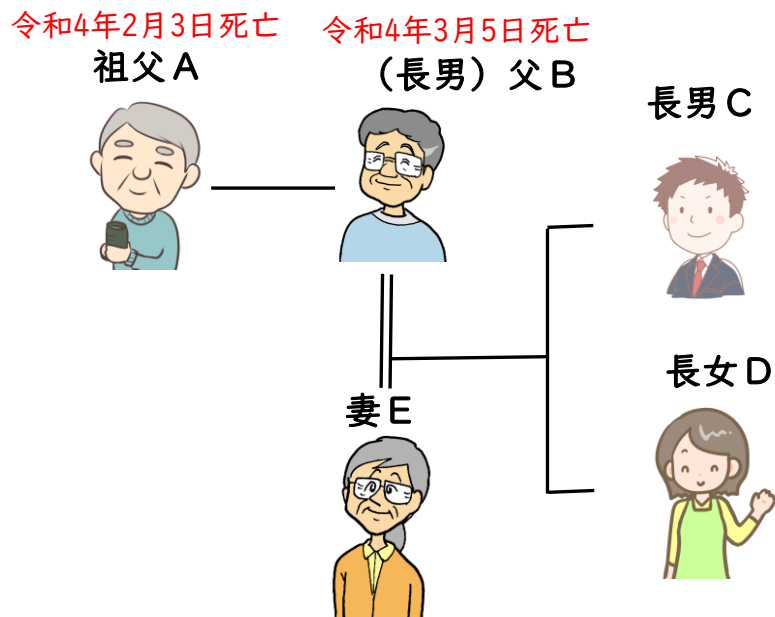
- ① 一次相続
 - ・ 父母B・C（一次被相続人）
⇒ 夫（長男）A（一次相続人）の相続
- ② 二次相続
 - ・ 父A（二次被相続人）
⇒ 妻Fと子D・Eの相続（二次相続人）

2. 再転相続と相続放棄

〈事例1〉

祖父が亡くなって父親が相続し、父親が相続放棄するかどうか決める前に死亡して、子供が相続する事例。

この場合、祖父が一次被相続人、父親が一次相続人（二次被相続人）、子供が二次相続人となります。



再転相続人は、2つの相続について承認・放棄の選択をすることになりますが、それぞれの相続の放棄ができる場合とできない場合があります。ここでは、再転相続の相続放棄について説明します。

(1) 一次相続と二次相続での相続放棄可否

事例での祖父A・父B・子C・Dとする再転相続では、相続人の子C・Dが承認・放棄をできる場合の組み合わせは次のとおりです。

相続放棄や単純承認の可否		祖父の相続 (一次相続)	父親の相続 (二次相続)
できる	①	放棄	放棄
	②	放棄	承認
	③	承認	承認
できない	④	承認	放棄

《子に考えられる選択肢》

- ① 祖父A・父Bともに相続放棄する
- ② 祖父Aは相続放棄し父Bは相続する
- ③ 祖父A・父B共に相続放棄する
- ④ 祖父Aは相続し父Bは相続放棄する

この4つのケースのうち、祖父Aの相続を承認して父Bの相続を放棄するという④の組み合わせを選択することはできません。なぜなら、子C・DはAの相続を選択する権利をBから相続することになるため、Bの相続を放棄する選択をした時点でAの相続をする権利はなくなってしまうからです。

また②のケースで、祖父については多額の借金が明らかであったためすぐに相続放棄をしたものの、父の財産は相続するつもりで手続きをしないでいたら父の借金が発覚したというような場合は、熟慮期間内であれば父についての相続放棄をすることはできます。

手続きとしては、②、③の場合はそれぞれの相続について意思表示が必要ですが、①の場合に限り、父Bの相続放棄手続きをすれば自動的に祖父Aの相続も放棄したことになるため、改めてAの相続放棄手続きをする必要はありません。

3. 再転相続の熟慮期間

相続をする際には相続をするかしないかを定める「熟慮期間」が定められており、相続人が自己のために相続のあったことを知ったときから3カ月間で相続を承認する（単純承認・限定承認）か、放棄するかを決めなければなりません（民法916条）。

熟慮期間を過ぎてしまうと相続を単純承認したものとみなされ、放棄などをすることが難しくなってしまうことから、この起算点が非常に重要視されています。

再転相続の場合は、2つの相続の熟慮期間の起算点が「2つ目の相続があることを知った時」になります。

つまり再転相続で祖父から父・父から子への2つの相続があった場合は、子は祖父の相続についても父の相続についても父の死亡から3カ月以内に承認・放棄を決めればよいのです。

例えば祖父が2月3日に死亡し、父が3月5日に死亡して再転相続が発生したとします。

この場合、子が祖父の死亡を2月3日に知っていたとしても、熟慮期間の起算点は父が死亡したことを知った3月5日となり、その3カ月後の6月6日までにそれぞれの相続の放棄・承認を決めることとなります。

《最高裁令和元年8月9日》

これまでの通説の例では、子供と叔父とは疎遠で関わり合いがない場合においても、「父親の死亡後3カ月以内に叔父の相続も放棄しなければならない」とするのは不合理です。

そこで最高裁は、再転相続の場合において「一次相続の相続人となったことを知ってから3カ月」以内であれば、一次被相続人の相続に関して相続放棄できると判断しました。

つまり、二次相続については二次被相続人の死亡を知ったときから3カ月、一次相続については一次被相続人の死亡を知ったときから3カ月でカウントします。

その結果、一次相続と二次相続の熟慮期間は異なる可能性が発生します。二次被相続人の相続放棄はできなくなっているにもかかわらず、一次被相続人の相続放棄は認められるケースがあることを覚えておきましょう。

事例のケースによって異なりますので、詳しくは専門家に相談することが望ましいと思います。